

(証券コード 2814)
2024年6月5日
(電子提供措置の開始日 2024年6月3日)

株 主 各 位

愛知県小牧市堀の内四丁目154番地
佐藤食品工業株式会社
代表取締役社長 上田 正博

第70期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第70期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

https://www.sato-foods.co.jp/ir/stockholder_meeting.html

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「佐藤食品工業」または「コード」に当社証券コード「2814」を入力・検索し「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、電磁的方法（インターネット）又は書面（郵送）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、2024年6月24日（月曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月25日（火曜日）午前10時
2. 場 所 愛知県小牧市新小木二丁目33番地
ルートイングランティア小牧 3階 ロイヤルホール
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第70期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）
事業報告の内容及び計算書類の内容の報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役7名選任の件
第3号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 代理人によるご出席の場合は、議決権を行使できる当社の他の株主1名様を代理人にご指定のうえ、代理権を証明する書面を当社にご提出ください。
- (2) 各議案について、議決権行使書用紙に賛否の記載がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

5. インターネットによる議決権行使の際の注意点 (インターネットにはスマート行使も含まれます。)

- (1) インターネットによる方法と書面（郵送）による方法の双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) インターネットによって複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。

以 上

-
1. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
 2. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を、会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

株主総会参考書類をご検討いただき、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

事前に議決権をご行使いただく場合

- 書面（郵送）によるご行使●
- 「スマート行使」によるご行使●
- パソコン等によるご行使●

行使期限

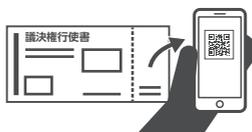
2024年6月24日（月曜日）
午後5時30分到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようにご返送ください。

行使期限

2024年6月24日（月曜日）
午後5時30分行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取りのうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

詳細につきましては4頁
をご覧ください。

行使期限

2024年6月24日（月曜日）
午後5時30分行使分まで

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

詳細につきましては5頁
をご覧ください。

当日ご出席される場合

- 株主総会へ出席●



株主総会開催日時

2024年6月25日（火曜日）
午前10時

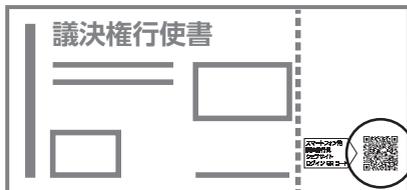
同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

- 書面（郵送）により行使された議決権行使書用紙のうち、議案に対する賛否の記載がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。
- インターネットによる方法と書面（郵送）による方法の双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- インターネットによって複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。

●「スマート行使」によるご行使 ●

①スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

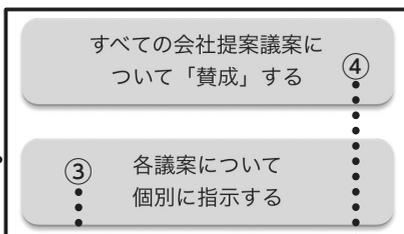


※QRコード®は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

②議決権行使ウェブサイトを開く



表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。

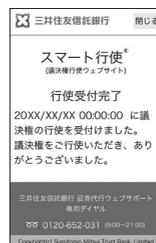


③各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

④全ての会社提案議案について「賛成」する



確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了！

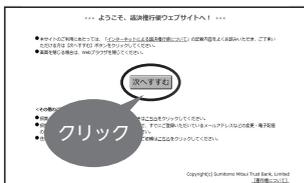


一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります（パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です）。

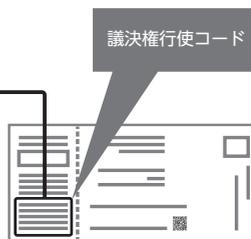
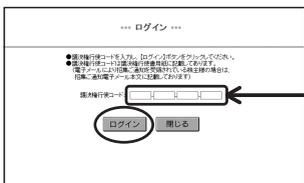
● パソコン等によるご行使 ●

① 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

<https://www.web54.net>

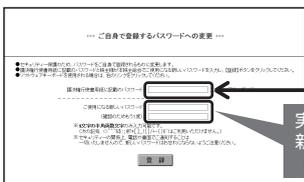


② ログインする



同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。

③ パスワードを入力する



同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。
※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

ご不明な点につきましては、
以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

議決権行使に関する
パソコン等の操作方法について ☎ 0120-652-031 (9:00~21:00)

その他のご照会 ☎ 0120-782-031 (平日9:00~17:00)

事業報告

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症（以下、「本感染症」といいます）の位置づけが5類へ移行したことで、行動制限が緩和され人流が回復した結果、個人消費に緩やかな持ち直しの動きが見られました。また、本感染症感染拡大防止のための水際対策撤廃や、円安の影響により、訪日外国人旅行者数が感染拡大前の水準で推移するなど、インバウンド需要にも持ち直しの動きが見られました。一方で、物価上昇による消費マインドの低下が懸念されるなど、依然として先行き不透明な状況が続いております。海外経済につきましては、欧米を中心とした金融引き締めや中国経済の先行き懸念による景気の下振れリスク、地政学リスクの高まりなど、予断を許さない状況が続いております。

当食品業界につきましては、エネルギーコスト及び原材料コストの高止まりや物価上昇に伴う消費者の節約志向の高まりなどから、厳しい事業環境に直面しました。また、人流の回復に伴い飲料需要が回復したものの、本感染症禍において増大した内食需要が縮小するなど、不安定な状況が続いております。

当社といたしましては、変化、多様化する消費者ニーズや顧客ニーズを的確に把握し、それらのニーズに合致した高付加価値製品の開発を実現すべく、新製品・新技術開発に挑戦していくとともに、原材料コストの動向を注視しつつ、安全・安心な原材料の安定調達に取り組んでまいりました。

このような状況のもと、当社の当事業年度における売上実績は、茶エキスを中心に緩やかな回復基調で推移しました。

当事業年度における売上高は、茶エキスにつきましては、飲料需要やオフィス需要の回復により、緑茶エキス・紅茶エキス・麦茶エキス等が増加したため、売上高は 2,806百万円（対前年同期比 11.8%増）となりました。

粉末天然調味料につきましては、粉末ソース等が増加したものの、本感染症禍において増大した内食需要の減少により、粉末鰹節・粉末魚介等が減少したため、売上高は 1,740百万円（同 4.5%減）となりました。

植物エキスにつきましては、外出機会の増加を受け土産などの製菓用途需要が堅調に推移し、果実エキス等が増加したため、売上高は 754百万円（同 6.1%増）となりました。

液体天然調味料につきましては、外食需要は回復傾向にあるものの、家庭内調理需要の減少により、昆布エキス・椎茸エキス等が減少したため、売上高は 686百万円（同 2.6%減）となりました。

粉末酒につきましては、インバウンド需要は回復傾向にあるものの、製菓用途需要の減少により、ラムタイプ・ブランデータイプ等が減少したため、売上高は 107百万円（同 14.8%減）となりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は 6,101百万円（同 3.7%増）となりました。

利益面につきましては、売上高の増加により営業利益は 663百万円（同 7.4%増）、経常利益は 789百万円（同 3.2%増）となりました。また、投資有価証券売却益 155百万円を計上したため、当期純利益は 773百万円（同 101.0%増）となりました。

品目別売上高、構成比などにつきましては、次のとおりとなっております。

品目別売上高

(単位：百万円)

品目	主要製品	第 69 期 (2022.4.1~2023.3.31)		第 70 期 (2023.4.1~2024.3.31)	
		金額	構成比	金額	構成比
茶エキス	緑茶、ウーロン茶、 紅茶、ほうじ茶、 麦茶等	2,511	42.7%	2,806	46.0%
粉末天然調味料	鰹節、昆布、椎茸、 ソース、酢等	1,822	31.0%	1,740	28.5%
植物エキス	野菜エキス、果実エ キス等	710	12.1%	754	12.4%
液体天然調味料	鰹節、昆布、椎茸等	704	12.0%	686	11.2%
粉末酒	ワイン、みりん、 清酒、ブランデー、 ウォッカ等	126	2.1%	107	1.8%
その他	試作品等	6	0.1%	5	0.1%
合計		5,881	100.0%	6,101	100.0%

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 対処すべき課題

当社といたしましては、特に下記の3点を重要課題として取り組んでおります。これらの課題を継続して確実にクリアすることにより、経営基盤の強化・安定を図り、企業価値の向上に努めてまいります。

①安全・安心な製品の提供

食に携わる企業として、より高いレベルで顧客・消費者の皆様へ安全・安心な製品を提供するため、食品安全マネジメントシステム（FSSC22000）の導入など、今後も品質保証体制のさらなる強化や、品質保証プロセスにおける統合的なITシステムを用いた業務改善に取り組んでまいります。

また、原材料トレースや残留農薬等のポジティブリスト制度対応など、安全性の確保に必要な品質管理体制の維持・強化にも継続的に取り組んでまいります。

②生産性の向上及び合理化

世界的な食料需要の増加や天候不順による不漁・不作など原材料調達の不確実性が高まる中、原材料の安定調達やコスト上昇に対処すべく、仕入ルート の拡大や製法改良などにより、利益を生み出しやすい生産体制作りに取り組んでまいります。また、人手不足による労働力不足や人件費増加に対処すべく、製造設備を更新し、自動化・省人化を推進してまいります。

③高付加価値製品の開発

開発技術、製造技術及び装置技術を融合することで、事業活動全体で高い付加価値を生み出し続けることができる体制を構築してまいります。さらに、顧客ニーズを的確に把握し、そのニーズを製品として結実させていく、組織的かつ提案型の営業活動を行ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資の総額は、101百万円であります。その主な内容は、本社工場地下換気ダクト変更工事であります。

(4) 資金調達の状況

該当する事項はありません。

(5) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当する事項はありません。

(6) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当する事項はありません。

(7) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当する事項はありません。

(8) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当する事項はありません。

(9) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第 67 期 (2021年3月期)	第 68 期 (2022年3月期)	第 69 期 (2023年3月期)	第 70 期 (2024年3月期)
売 上 高	6,081	5,643	5,881	6,101
経 常 利 益	792	877	764	789
当 期 純 利 益	292	727	384	773
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	46.74円	117.35円	92.47円	190.99円
総 資 産	20,051	20,317	20,491	21,846
純 資 産	18,381	18,740	19,041	19,743

- (注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を第68期の期首から適用しております。この影響により、売上高については当該会計基準等を適用した後の数値となっております。
2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
3. 第67期(2021年3月期)
茶エキス及び植物エキス、天然調味料、粉末酒の減少により、売上高は減収となりました。損益面では、売上高の減少により、経常利益は減益となりました。また、法人税等調整額の計上により、当期純利益は292百万円となりました。
4. 第68期(2022年3月期)
茶エキス及び粉末酒の減少により売上高は5,643百万円となりました。損益面では、売上原価の減少により、経常利益は増益となりました。また、法人税等の計上により、当期純利益は727百万円となりました。
5. 第69期(2023年3月期)
茶エキス及び植物エキス、天然調味料、粉末酒の増加により、売上高は5,881百万円となりました。損益面では、原材料及びエネルギーコストの増加により、経常利益は減益となり、当期純利益は384百万円となりました。
6. 第70期(2024年3月期)
当事業年度の状況につきましては、前記「(1)事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況 (2024年3月31日現在)

1. 親会社の状況
該当する事項はありません。
2. 子会社の状況
該当する事項はありません。
3. 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当する事項はありません。

(11) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

当社の主な事業内容は、茶エキス、天然調味料、植物エキス及び粉末酒の製造販売であります。主要製品につきましては、前記品目別売上高に記載のとおりであります。

(12) 主要な事業所 (2024年3月31日現在)

本社及び本社工場 (愛知県小牧市)
第二工場 (愛知県小牧市)
第三工場 (愛知県春日井市)

(13) 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
164名	6名減	38.4歳	16.9年

(注) 上記従業員数には嘱託社員・パートタイム社員(33名)は含んでおりません。

(14) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社名古屋銀行	500,000千円
株式会社愛知銀行	100,000千円
株式会社十六銀行	50,000千円

2. 会社の株式に関する事項（2024年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 27,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 4,065,828株（自己株式 5,101,632株を除く）
- (3) 株主数 1,062名

(4) 大株主の状況

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
横浜冷凍株式会社	579 千株	14.24 %
ブルドックソース株式会社	390	9.59
光通信株式会社	372	9.16
湯原 善衛	204	5.01
佐藤 京子	203	5.01
株式会社愛知銀行	202	4.98
レイズネクスト株式会社	195	4.80
株式会社名古屋銀行	186	4.58
株式会社十六銀行	180	4.42
株式会社日本カストディ銀行（信託E口）	156	3.85

- (注) 1. 当社は自己株式 5,101,632株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は、自己株式を控除し、算出しております。
2. 当社は「株式給付信託（J-ESOP）」を導入しており、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が当社株式 156,900株を保有しております。同信託E口が所有する当社株式につきましては、自己株式に含めておりません。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当する事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項（2024年3月31日現在）

(1) 当事業年度末日における当社取締役（社外取締役を除く）が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

名称 (発行決議日)	新株予約権の 目的となる 株式の種類 及び数	新株予約権の 割当時の 払込金額 (1株当たり)	新株予約権の 行使時の 払込金額 (1株当たり)	新株予約権の 行使期間	新株予約権の 個数及び 保有者数
第1回新株予約権 (2014年7月18日)	普通株式 3,610株	626円	1円	2014年8月5日から 2044年8月4日まで	361個 2名
第2回新株予約権 (2015年7月17日)	普通株式 4,250株	674円	1円	2015年8月4日から 2045年8月3日まで	425個 3名
第3回新株予約権 (2016年7月22日)	普通株式 5,690株	638円	1円	2016年8月9日から 2046年8月8日まで	569個 3名
第4回新株予約権 (2017年8月25日)	普通株式 2,990株	1,012円	1円	2017年9月12日から 2047年9月11日まで	299個 3名
第5回新株予約権 (2018年7月20日)	普通株式 2,220株	1,316円	1円	2018年8月7日から 2048年8月6日まで	222個 3名
第6回新株予約権 (2019年7月19日)	普通株式 3,110株	1,130円	1円	2019年8月6日から 2049年8月5日まで	311個 3名
第7回新株予約権 (2020年7月22日)	普通株式 2,740株	1,218円	1円	2020年8月7日から 2050年8月6日まで	274個 3名
第8回新株予約権 (2021年7月16日)	普通株式 2,890株	1,168円	1円	2021年8月3日から 2051年8月2日まで	289個 3名
第9回新株予約権 (2022年7月22日)	普通株式 4,250株	1,154円	1円	2022年8月9日から 2052年8月8日まで	425個 4名
第10回新株予約権 (2023年7月21日)	普通株式 4,650株	1,266円	1円	2023年8月8日から 2053年8月7日まで	465個 5名

新株予約権の行使の条件

新株予約権を保有する者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、割当てを受けた新株予約権を行使することができます。

(2) 当事業年度中に当社使用人並びに子会社の役員及び使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

該当する事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2024年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長 社長執行役員	上 田 正 博	内部監査室、営業部、管理部、第三工場 リスクマネジメント・コンプライアンス 担当
取 締 役 上 席 執 行 役 員	鈴 木 宗 行	ISO推進室、業務部 担当 業務部長
取 締 役 上 席 執 行 役 員	大 津 新 司	品質保証部、生産管理部、第二工場 担当 品質保証部長
取 締 役 上 席 執 行 役 員	稲 垣 篤	技術部、工務部、製造技術室、本社工場 担当 技術部長兼工務部長
取 締 役 相 談 役	長谷川 憲 治	税理士 北斗中央税理士法人相談役
取 締 役	秦 博 文	公認会計士 公認会計士秦博文事務所所長 株式会社パローホールディングス社外取締役
取 締 役	光 田 博 充	光田技術士事務所所長
常 勤 監 査 役	垣 見 泰 年	
監 査 役	串 田 正 克	弁護士 串田・野口法律事務所代表 セブン工業株式会社社外監査役
監 査 役	稲 石 純 二	
監 査 役	関 谷 保 仁	

- (注) 1. 取締役秦博文氏及び光田博充氏は、社外取締役です。
2. 監査役串田正克氏、稲石純二氏及び関谷保仁氏は、社外監査役です。
3. 当社は、取締役秦博文氏及び光田博充氏、監査役串田正克氏、稲石純二氏及び関谷保仁氏を東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。
4. (1) 監査役垣見泰年氏は、当社の経理部門において経理経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
(2) 監査役串田正克氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務や財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
(3) 監査役稲石純二氏は、金融機関における長年の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
(4) 監査役関谷保仁氏は、金融機関における長年の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
5. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動
(1) 2023年6月23日開催の第69期定時株主総会において、稲垣篤氏が取締役に選任され就任しております。
(2) 2023年6月23日開催の第69期定時株主総会において、関谷保仁氏が監査役に選任され就任しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款に社外取締役及び社外監査役の責任限定契約に関する規程を設けております。当該規程に基づき各社外取締役及び各社外監査役と、会社法第423条第1項に関する責任について、法令の定める限度額の範囲内でその責任を負担する責任限定契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役および監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約では、被保険者である役員等が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る法律上の損害賠償金や争訟費用等を填補する契約となっております。ただし、法令に違反することを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

(4) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、役員の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認し、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

役員の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

<報酬の種類>

当社の役員報酬は、毎月定額にて支給される「基本報酬」と毎年1回付与される「株式報酬型ストックオプション」で構成されており、社外取締役と監査役は「基本報酬」のみの構成となっております。

経営改革の一環として役員報酬体系の見直しを行い、2014年6月27日開催の定時株主総会において、役員退職慰労金の打ち切り支給及び取締役に対する株式報酬型ストックオプション制度の導入を決議しております。なお、同株主総会において、その後重任している役員及び在任中の役員への退職慰労金の支給の時期は各人の退任時とし、具体的な金額等の決定は、役員退職慰労金制度廃止時点の当社所定の基準に従い、廃止時点までの在任期間をもとに、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議により決定することを決議しております。

<報酬の限度額>

取締役の報酬総額は、2018年6月26日開催の定時株主総会において年額180,000千円以内（うち、社外取締役分15,000千円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、7名（うち、社外取締役は1名）です。

監査役の報酬総額は、2018年6月26日開催の定時株主総会において年額30,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名（うち、社外監査役は2名）です。

また、上記とは別枠として株式報酬型ストックオプションに関する報酬限度額を2014年6月27日開催の定時株主総会において年額16,500千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、4名（うち、社外取締役は0名）です。

<基本報酬>

取締役の報酬につきましては、会社の業績、各役員の地位や責任範囲などを総合的に勘案し、株主総会で決議された報酬総額の限度内において、代表取締役社長が報酬案を策定後、取締役会議案として上程し、独立役員である社外取締役と社外監査役が出席する取締役会の決議により、決定しております。

監査役の報酬につきましては、株主総会で決議された報酬総額の限度内において、その配分については監査役で協議のうえ、決定しております。

<株式報酬型ストックオプション>

当社は株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的に、1株あたり行使価格1円のストックオプションを付与しております。算定方法につきましては、広く採用されているブラック・ショールズ・モデルに基づき割当時点の公正な評価単価を算出し、株式報酬型ストックオプション規程に基づき割当対象者ごとの新株予約権の個数を算定し、独立役員である社外取締役と社外監査役が出席する取締役会の決議により、決定しております。行使時期につきましては、相続の場合を除き、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降としております。

<報酬の支給割合>

当社の取締役（社外取締役を除く）の報酬の支給割合につきましては、会社の業績、各役員の地位や責任範囲などを総合的に勘案して設定しております。

役員区分	役員報酬の構成比		合計
	基本報酬	株式報酬型 ストックオプション	
取締役	92% ~ 89%	8% ~ 11%	100%
社外取締役	100%	0%	
監査役	100%	0%	

(注) この表は役員報酬の年間総額を100%とした場合の報酬割合の変化を示したもので、過去の支給実績を基に算出しております。

(5) 取締役及び監査役の報酬等の額

当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	70 (12)	64 (12)	5 (-)	8 (2)
監査役 (うち社外監査役)	19 (9)	19 (9)	- (-)	4 (3)
合計 (うち社外役員)	89 (21)	83 (21)	5 (-)	12 (5)

- (注) 1. 基本報酬の内容は「(4) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載のとおりです。
2. 非金銭報酬等の内容は株式報酬型ストックオプションであり、割り当ての際の条件等は「(4) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載のとおりです。また、当事業年度における交付状況は「3. (1) 当事業年度末日における当社取締役（社外取締役を除く）が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要」に記載しております。
3. 上記取締役の人数には、2023年6月23日開催の第69期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

(6) 社外役員に関する事項

1. 取締役 秦 博文

ア 重要な兼職先である法人等と当社の関係

公認会計士秦博文事務所の所長及び株式会社バローホールディングスの社外取締役に兼務しておりますが、兼職先と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

イ 特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ 当事業年度における主な活動状況

当事業年度中に開催された取締役会に14回中14回出席しております。公認会計士としての専門的知見から取締役の職務執行に対する監督、助言を適宜行っており、社外取締役に期待される役割を適切に果たしております。

2. 取締役 光田 博充

ア 重要な兼職先である法人等と当社の関係

光田技術士事務所の所長を兼務しておりますが、兼職先と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

イ 特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ 当事業年度における主な活動状況

当事業年度中に開催された取締役会に14回中14回出席しております。食品業界の開発・製造分野における豊富な見識を活かした専門的観点から適宜発言を行っており、社外取締役に期待される役割を適切に果たしております。

3. 監査役 串田 正克

ア 重要な兼職先である法人等と当社の関係

串田・野口法律事務所の代表及びセブン工業株式会社の社外監査役を兼務しておりますが、兼職先と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

イ 特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ 当事業年度における主な活動状況

当事業年度中に開催された取締役会に14回中14回出席し、監査役会には12回中12回出席しております。弁護士としての専門的知見から適宜発言を行っております。

4. 監査役 稲石 純二

ア 重要な兼職先である法人等と当社の関係

該当事項はありません。

イ 特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ 当事業年度における主な活動状況

当事業年度中に開催された取締役会に14回中14回出席し、監査役会には12回中12回出席しております。金融機関で培われた知見から適宜発言を行っております。

5. 監査役 関谷 保仁

ア 重要な兼職先である法人等と当社の関係

該当事項はありません。

イ 特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ 当事業年度における主な活動状況

社外監査役就任後に開催された取締役会に11回中11回出席し、監査役会には10回中10回出席しております。金融機関で培われた知見から適宜発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務についての報酬等の額 20,800千円

当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 20,800千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 監査役会が会計監査人の報酬等の額に同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人が提出した監査計画の妥当性や適正性等を確認し検討した結果、会計監査人の報酬等は合理的な水準であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制及び方針

業務の適正性を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第6号）が2015年5月1日に施行されたことに伴い、従来の「内部統制システム構築の基本方針」を、2015年5月13日開催の取締役会において一部改定いたしました。基本方針は以下のとおりとなっております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役会が「取締役会規程」及びその他関係規程に則り、経営上の重要な事項について決定及び承認を行うとともに、取締役の職務の執行を監督しております。
- ②取締役の職務の執行について各監査役が精緻な監査を行っております。
- ③「内部監査規程」を制定し、代表取締役直轄の内部監査室が、取締役及び従業員の職務の執行における、法令、定款及び社内規程の遵守状況についての監査を行っております。
- ④法令遵守への姿勢を明確にするため「コンプライアンス規程」を制定し、「社員行動指針」を中心に取締役及び従業員の遵法体制の強化推進を行っております。
- ⑤「ヘルプライン規程」を制定するとともに、社外及び社内に「相談等受付窓口」を設置して、不祥事の未然防止体制を強化しております。
- ⑥社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力対応規程」を制定し、警察・顧問弁護士と連携をとり、被害の防止を含め一切の関係を遮断するための組織体制の確保、向上を図るなど、毅然とした姿勢で対応します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

①取締役の職務執行に係る情報の管理・保存について

取締役会議事録、稟議書等の取締役の職務執行に係る情報につきましては、当社「文書管理規程」等に則り、管理・保存しております。取締役及び監査役、会計監査人は、同規程に従い、いつでもこれらの情報を閲覧することができます。

②個人情報の管理について

個人情報の管理については、情報漏洩防止のための行動規範を「社員行動指針」に盛り込むとともに、全社員のパソコンに情報漏洩防止を目的とした検証ソフトを組み込み、定期的にチェックを行っております。また、本社組織の入退室にはセキュリティロックシステムを導入し、情報漏洩防止をはじめとするセキュリティ体制の強化を図っております。

③データベース化について

情報の不正使用及び漏洩防止をより徹底するため、主としてシステム面からデータベース化を図り、当該文書の存否及び保存状況を迅速に検索できる体制構築等に向けて取り組んでまいります。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①代表取締役を委員長とする「リスクマネジメント・コンプライアンス委員会」を設置し、当社「コンプライアンス規程」に従って、潜在的なリスクの抽出及びその発生予防に努め、組織横断的なリスク管理を行います。

②内部監査室が、各業務部門と連携してリスク管理の状況を確認・評価し、その結果を定期的に取締役会及び監査役に報告します。

③不測の事態が発生した場合には、損失の拡大防止策や再発予防策の策定など、必要な対応を審議し、決定します。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①取締役は、「役員就業規則」のほか、「役員職務権限規程」に則り、職務の執行を行います。

②取締役会は、原則月1回開催する定例取締役会、又は必要に応じて開催される臨時取締役会において、会社法が定める専決事項、その他経営基本方針、中期経営計画の策定等の重要な事項及び経営方針等に関する意思決定を行うとともに、各業務部門における決定事項の進捗管理を行い、経営目標の達成を図る体制を確保します。

③経営と業務執行機能を分離し、経営の効率化と責任の明確化を図るため、執行役員制度を導入しております。

(5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

現在、当社には親会社及び子会社等は存在しませんが、将来において親会社、子会社等が存在することとなる場合には、企業集団の業務の適正を確保するための体制を確立する所存です。

(6) 監査役の監査についての体制

① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会がその職務を補助する従業員を置くことを求めた場合には、当該従業員を配置するものとし、配置に当たっての具体的な内容（組織、人数、その他）については、監査役会と相談し、その意見を十分考慮して検討します。

② 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

ア. 監査役の職務を補助すべき従業員の任命・異動については、監査役会の事前の同意を必要とします。

イ. 監査役の職務を補助すべき従業員は、当社の業務執行に関わる役職を兼務せず、監査役の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については監査役会の意見に従うものとします。

③ 監査役の職務を補助すべき使用人に対する監査役の指示の実効性に関する事項

「内部統制システムに係る監査の実施基準」を制定し、監査役の職務を補助すべき従業員が、監査役の指示に従うべきことを明示します。

④ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

ア. 取締役及び従業員が監査役からの質問及び情報提供要請に対して速やかに回答するための体制を整えております。

イ. 取締役及び従業員は、下記事項については、必ず監査役に報告することとなっております。

(i) 当社の内部統制システムの構築に関わる部門の活動状況

(ii) 当社の内部監査部門の活動状況

(iii) 当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更

(iv) 業績及び業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容

(v) ヘルプライン制度の運用及び通報の内容

(vi) 監査役から要求された契約書類、社内稟議書及び会議議事録の回付

- ⑤前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - ア. 「就業規則」や「ヘルプライン規程」等の社内規程において従業員が監査役に対して情報提供を行ったことを理由として解雇等の不利益な取扱い、報復措置を行うことを禁止します。
 - イ. 監査役へ報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないを確保し、その旨を当社取締役及び従業員に周知徹底します。
- ⑥監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - 監査役が、その職務の執行について費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要なないと認める場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。
- ⑦その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ア. 監査役は、会計監査人及び内部監査室と密接な情報交換及び連携を図るとともに、自らも適宜監査を実施しております。
 - イ. 監査役は、代表取締役との定期的な会議を設け、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題についての相互認識を深める体制を構築します。
 - ウ. 監査役は、必要に応じて、監査の実施に当たり弁護士等の専門家との連携を行うことができるものとします。

(7) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ①当社は、財務報告の信頼性確保及び、金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役の指示の下、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を行うとともに、金融商品取引法及びその他関係法令等との適合性を確保します。
- ②監査役会は、外部会計監査人を適切に選定・評価します。また、外部会計監査人に求められる独立性・専門性を有しているか確認します。
- ③取締役会・監査役会は、高品質な監査を可能とする十分な監査時間、会計監査人と取締役・監査役・内部監査室との連携、会計監査人が不正を発見し適正な対応を求めた場合の対応体制等を確保します。

(8) 業務の適正性を確保するための体制の運用状況の概要

- ①取締役職務執行の適正性及び効率性確保に関する取り組み
 - 取締役会では、法令、定款に定められた事項、経営に関する重要な事項を決定するとともに、取締役が相互に業務執行状況を監視しております。取締役会には社外監査役も出席し、随時必要な意見表明を行っております。

また、社外取締役を2名選任し、客観的かつ中立的な経営監視機能の強化を図っております。

② 監査役の監査が実効的に行われることに関する取り組み

監査役会では、取締役会の議案の審議をはじめ、経営の妥当性、効率性、コンプライアンス等について幅広く意見交換などを行い、その結果は取締役会などで適宜意見表明しております。

また、取締役会を含めた重要な会議への出席や、決裁済稟議書等の重要な書類の閲覧、代表取締役、会計監査人、内部監査部門との定期的な意見交換会を実施することにより、監査の実効性の向上を図っております。

③ 業務の適正性の確保に関する取り組み

内部監査部門である内部監査室は、期初に策定した内部監査計画に基づき、内部監査を実施し、実施の都度、代表取締役及び監査役へ監査結果の報告を行っております。

(注) 事業報告に記載の金額、株式数、持株比率は表示単位未満は切り捨て、その他の比率の表示桁未満は四捨五入して表示しております。

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	12,929,887	流動負債	1,854,096
現金及び預金	9,862,517	買掛金	525,401
受取手形	175,098	短期借入金	670,000
売掛金	1,374,826	未払金	149,800
製品	690,609	未払費用	118,226
仕掛品	413,372	未払法人税等	150,800
原材料及び貯蔵品	363,098	未払消費税等	76,647
前払費用	19,552	預り金	29,494
その他	31,285	賞与引当金	131,250
貸倒引当金	△473	その他	2,475
固定資産	8,916,533	固定負債	248,670
有形固定資産	4,744,022	従業員株式給付引当金	83,722
建物	1,331,831	役員退職慰労引当金	14,580
構築物	62,387	繰延税金負債	94,719
機械及び装置	714,809	資産除去債務	55,649
車両運搬具	8,107		
工具、器具及び備品	61,953	負債合計	2,102,767
土地	2,558,304	(純資産の部)	
建設仮勘定	6,629	株主資本	18,301,972
無形固定資産	21,716	資本金	3,672,275
借地権	8,161	資本剰余金	4,332,446
ソフトウェア	12,323	資本準備金	3,932,375
電話加入権	1,231	その他資本剰余金	400,071
投資その他の資産	4,150,794	利益剰余金	14,127,465
投資有価証券	3,843,732	利益準備金	153,500
破産更生債権等	1,408,317	その他利益剰余金	13,973,965
長期前払費用	4,303	固定資産圧縮積立金	3,791
その他	302,758	別途積立金	10,260,103
貸倒引当金	△1,408,317	繰越利益剰余金	3,710,069
		自己株式	△3,830,214
		評価・換算差額等	1,405,960
		その他有価証券評価差額金	1,405,960
		新株予約権	35,720
資産合計	21,846,420	純資産合計	19,743,653
		負債純資産合計	21,846,420

損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		6,101,353
売上原価		4,557,743
売上総利益		1,543,610
販売費及び一般管理費		879,758
営業利益		663,851
営業外収益		
受取利息	1,187	
有価証券利息	484	
受取配当金	108,701	
貸倒引当金戻入額	17	
その他	19,628	130,018
営業外費用		
支払利息	3,762	
自己株式取得費用	867	
その他	83	4,713
経常利益		789,156
特別利益		
投資有価証券売却益	155,599	
受取損害賠償金	3,382	158,982
特別損失		
固定資産除却損	690	690
税引前当期純利益		947,447
法人税、住民税及び事業税	151,500	
法人税等調整額	22,731	174,231
当期純利益		773,216

株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資本金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	3,672,275	3,932,375	506,738	4,439,113
当期変動額				
剰余金の配当	-	-	-	-
当期純利益	-	-	-	-
固定資産圧縮積立金の取崩	-	-	-	-
別途積立金の積立	-	-	-	-
自己株式の取得	-	-	-	-
自己株式の処分	-	-	4,849	4,849
自己株式の消却	-	-	△111,516	△111,516
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	△106,666	△106,666
当期末残高	3,672,275	3,932,375	400,071	4,332,446

	株 主 資 本						
	利 益 剰 余 金					自己株式	株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計		
		固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	153,500	5,170	9,960,103	3,395,822	13,514,596	△3,663,979	17,962,006
当期変動額							
剰余金の配当	-	-	-	△160,347	△160,347	-	△160,347
当期純利益	-	-	-	773,216	773,216	-	773,216
固定資産圧縮積立金の取崩	-	△1,378	-	1,378	-	-	-
別途積立金の積立	-	-	300,000	△300,000	-	-	-
自己株式の取得	-	-	-	-	-	△289,271	△289,271
自己株式の処分	-	-	-	-	-	11,520	16,369
自己株式の消却	-	-	-	-	-	111,516	-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	△1,378	300,000	314,247	612,868	△166,235	339,966
当期末残高	153,500	3,791	10,260,103	3,710,069	14,127,465	△3,830,214	18,301,972

(単位：千円)

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等 合計		
当期首残高	1,038,094	1,038,094	41,212	19,041,312
当期変動額				
剰余金の配当	—	—	—	△160,347
当期純利益	—	—	—	773,216
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	△289,271
自己株式の処分	—	—	—	16,369
自己株式の消却	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	367,866	367,866	△5,491	362,374
当期変動額合計	367,866	367,866	△5,491	702,341
当期末残高	1,405,960	1,405,960	35,720	19,743,653

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……償却原価法（定額法）

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等……移動平均法に基づく原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品、仕掛品及び原材料……総平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

貯蔵品……最終仕入原価法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……定率法

（リース資産を除く）

ただし、機械及び装置および1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

建物 3年～38年

機械及び装置 4年～10年

工具、器具及び備品 2年～20年

(2) 無形固定資産……定額法

（リース資産を除く）

なお、自社利用分のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金……

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金……

役員退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づき、2014年6月27日（第60期定時株主総会）までの在任期間に対する将来の見込額を計上しております。

(4) 従業員株式給付引当金……

株式給付規程に基づく従業員への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、茶エキス、天然調味料、植物エキス及び粉末酒の製造、販売を行っております。当社製品の販売における履行義務の充足時点につきましては、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品の国内の販売において、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。また、一部の得意先から原材料を仕入、加工を行った上で加工費を仕入価格に上乗せして加工品を当該得意先に対して販売する取引（以下「有償支給取引」という。）について、有償支給取引に係る売上高と原材料仕入高とを相殺し、売上高に純額表示しております。

(追加情報)

従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

当社は、2022年11月4日開催の取締役会決議に基づき、当社の株価や業績と従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めるため、従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託（J-ESOP）」（以下「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。）を2022年11月25日より導入しております。

(1) 本制度の概要

本制度は、米国のESOP（Employee Stock Ownership Plan）制度を参考にした信託型のスキームであり、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。当社は、従業員に対し勤続年数に応じたポイントを、加えて管理職には管理職ポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を付与します。管理職を含めた従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

(2) 本信託に残存する自社の株式

本信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当事業年度末の本信託に残存する当社株式の帳簿価額は252百万円、株式数は156,900株であります。

(会計上の見積りに関する注記)

繰延税金資産（繰延税金負債相殺前）

当年度の計算書類に計上した金額 469,225千円

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のための行動制限が緩和され、個人消費やインバウンド需要に持ち直しの動きが見られるなど、社会経済活動の正常化が進んでおります。一方で、地政学リスクの高まりや、物価上昇により消費マインドの低下が懸念されることなどから、先行きについては依然として不透明な状況が続くものと予想されます。そのため、2025年3月期以降もこれらの影響が当面の間継続するとの仮定の下、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 11,031,739千円

2. 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。

なお、当期末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が、期末残高に含まれております。

受取手形 46,227千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	9,326,460	—	159,000	9,167,460

(変動事由の概要)

自己株式の消却により 159,000株減少しております。

2. 事業年度の末日における自己株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	5,271,412	159,030	171,910	5,258,532

(注) 当事業年度末自己株式数には、「従業員株式給付信託(J-ESOP)」の信託財産として、(株)日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式 156,900株が含まれております。

(変動事由の概要)

- 自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) により 159,000株増加しております。
- 単元未満株式の買取により 30株増加しております。
- 自己株式の消却により 159,000株減少しております。
- ストックオプション権利行使により 9,810株減少しております。
- 従業員株式給付信託 (J-ESOP) の従業員への給付により 3,100株減少しております。

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月23日 定時株主総会	普通株式	84,300	20.00	2023年3月31日	2023年6月26日
2023年11月2日 取締役会	普通株式	76,046	18.00	2023年9月30日	2023年12月1日

(注) 1. 2023年6月23日定時株主総会決議による配当金の総額には、「従業員株式給付信託(J-ESOP)」の信託財産として、(株)日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式に対する配当金 3,200千円が含まれております。

2. 2023年11月2日取締役会決議による配当金の総額には、「従業員株式給付信託(J-ESOP)」の信託財産として、(株)日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式に対する配当金 2,878千円が含まれております。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	89,448	22.00	2024年3月31日	2024年6月26日

(注) 2024年6月25日定時株主総会にて決議予定の配当金の総額には、「従業員株式給付信託(J-ESOP)」の信託財産として、(株)日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式に対する配当金 3,451千円が含まれております。

4. 当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
- 普通株式 36,400株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税等	15,496千円
賞与引当金	40,162千円
税務上の繰越欠損金	348,763千円
貸倒引当金	431,089千円
役員退職慰労引当金	4,461千円
従業員株式給付引当金	25,619千円
減損損失	4,367千円
投資有価証券評価損	62,131千円
資産除去債務	17,028千円
新株予約権	10,930千円
その他	9,166千円
繰延税金資産小計	<u>969,218千円</u>
評価性引当額	<u>△499,992千円</u>
繰延税金資産合計	<u>469,225千円</u>

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	1,671千円
その他有価証券評価差額金	<u>562,273千円</u>
繰延税金負債合計	<u>563,945千円</u>
繰延税金負債の純額	<u>94,719千円</u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.7%
住民税均等割等	0.4%
評価性引当額の増減	△9.9%
所得税額控除	△1.7%
その他	<u>△1.8%</u>
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>17.2%</u>

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金調達については、銀行等金融機関からの借入れにより調達しております。資金運用については、大半を短期的な預金で運用しております。また、一部の余裕資金の効率的な運用を図ることを目的に有価証券運用規程・基準に則り公社債等の運用を行っておりますが、決して投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金の回収についてのリスクとしては、顧客の信用リスクが考えられます。当該リスクに関しては、当社の販売管理規程及び与信規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として取引先の株式であり、これについてのリスクとしては、市場価格の変動リスクが考えられます。上場株式については毎月把握された時価が取締役会に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが4ヶ月以内の支払期日であります。借入金には、主に営業取引に係る資金調達を目的としたものであり、これに関するリスクとしては、金利の変動リスクが考えられますが、基本的にリスクの低い短期のものに限定しております。また、担当部署において適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。(注1)をご参照ください)

また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形及び売掛金、買掛金、短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
①満期保有目的の債券	100,666	99,461	△1,205
②その他有価証券	3,643,253	3,643,253	—
資産計	3,743,919	3,742,714	△1,205

(注1) 市場価格のない株式等

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	99,813

上記については、「投資有価証券」には含まれておりません。

(注2) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超
投資有価証券			
満期保有目的の債券(社債)	—	—	100,000
合計	—	—	100,000

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産

(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	3,643,253	—	—	3,643,253
資産計	3,643,253	—	—	3,643,253

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産

(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
満期保有目的の債券	—	99,461	—	99,461
資産計	—	99,461	—	99,461

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

その他有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

満期保有目的の債券

当社が保有している社債は、取引証券会社から提示された価格を用いて評価しております。市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

区分	金額
茶エキス	2,806,968
粉末天然調味料	1,740,751
植物エキス	754,171
液体天然調味料	686,125
粉末酒	107,878
その他	5,458
顧客との契約から生じる収益	6,101,353
一時点で移転される財	6,101,353
一定の期間にわたり移転される財	—
顧客との契約から生じる収益	6,101,353

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 顧客との契約から生じた債権の残高

(単位：千円)

	金額
顧客との契約から生じた債権 受取手形及び売掛金	1,549,924

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、当初に予定される顧客との契約期間が1年以内であるため、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間の記載を省略しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	5,041円77銭
2. 1株当たり当期純利益	190円99銭
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益	189円29銭

(注) 1. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎および潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎

1株当たり当期純利益	
当期純利益	773,216千円
普通株主に帰属しない金額	一千円
普通株式に係る当期純利益	773,216千円
普通株式の期中平均株式数	4,048千株

潜在株式調整後1株当たり当期純利益

普通株式増加数	36千株
---------	------

2. 前事業年度の第3四半期会計期間より、「株式給付信託 (J-ESOP)」を導入したことに伴い、信託財産として株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が保有する当社株式数は、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

当該自己株式の期末株式数	156千株
当該自己株式の期中平均株式数	159千株

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月10日

佐藤食品工業株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大録宏行

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大谷光尋

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、佐藤食品工業株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規程を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第70期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確認するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査の結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月17日

佐藤食品工業株式会社 監査役会

常勤監査役 垣見泰年 ㊟

社外監査役 串田正克 ㊟

社外監査役 稲石純二 ㊟

社外監査役 関谷保仁 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への積極的な利益還元を経営の最重要政策のひとつと認識しており、業績の見通し、財政状況、配当性向及び純資産配当率等を総合的に勘案して配当を実施することを基本方針としております。また、内部留保資金につきましては、財務体質の強化及び将来にわたる安定した株主利益確保のため、事業の拡大・合理化投資及び厳しい経営環境に勝ち残るための新技術の開発やさらなる品質向上のために有効活用していきたいと考えております。この基本方針に基づき、剰余金の処分につきましては、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

第70期の期末配当につきましては、1株につき22円とさせていただきたいと存じます。中間配当金として1株につき18円をお支払いしておりますので、年間配当金は1株につき40円となります。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき22円とし、配当総額は 89,448,216円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年6月26日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 300,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 300,000,000円

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役7名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いするものです。

取締役候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div> う え だ ま さ ひ ろ 上 田 正 博 (1970年6月15日生)	2006年10月 当社入社 2007年3月 当社管理部電算課長 2007年9月 当社管理部長兼経理課長兼電算課長 2009年6月 当社執行役員管理部長兼経理課長 2012年4月 当社執行役員管理部長兼営業部次長 2015年6月 当社取締役管理部長 2017年6月 当社取締役 2019年6月 当社常務取締役 2022年6月 当社代表取締役社長（現任） 現在の担当 内部監査室、営業部、管理部、第三工場、リスクマネジメント・コンプライアンス 担当	2,500株
【取締役候補者とした理由】 上田正博氏は、当社の業務執行責任者として強いリーダーシップと実行力を発揮しており、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けた成長戦略の策定、推進に適切な人材として、引き続き取締役として選任をお願いするものです。			
2	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div> す ず き む ね ゆ き 鈴 木 宗 行 (1964年1月18日生)	1986年4月 当社入社 1998年4月 当社製造部第三課長 2000年4月 当社生産技術部品質保証課長 2002年10月 当社技術部研究開発課第二課長 2004年3月 当社技術部次長 2005年4月 当社技術部長 2006年6月 当社取締役兼執行役員技術部長 2008年1月 当社取締役兼執行役員品質保証部長兼生産部長 2009年6月 当社代表取締役社長 2010年2月 当社代表取締役社長兼工務本部長 2010年7月 当社代表取締役社長兼技術開発本部長 2012年4月 当社代表取締役社長兼営業部長 2012年6月 当社取締役兼執行役員営業部長 2014年6月 当社取締役営業部長 2016年6月 当社取締役 2023年10月 当社取締役業務部長（現任） 現在の担当 ISO推進室、業務部 担当 業務部長	2,300株
【取締役候補者とした理由】 鈴木宗行氏は、製造部門や研究開発部門、品質保証部門の管理職を歴任し、現在は物流部門を統括し、物流体制の最適化などを行っております。製造、開発、営業等の幅広い経験と見識を有していることから、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上のために適切な人材として、引き続き取締役として選任をお願いするものです。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
3	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div> おおつしんじ 大津新司 (1976年1月16日生)	2000年4月 当社入社 2008年1月 当社技術部グループリーダー 2009年2月 当社生産本部生産管理課長 2018年6月 当社営業部次長兼営業2課長 2019年7月 当社生産管理本部生産管理部長兼生産管理課長 2020年6月 当社執行役員生産管理部長兼生産管理課長 2021年6月 当社執行役員品質保証部長兼生産管理部長兼生産管理課長 2022年6月 当社取締役品質保証部長（現任） 現在の担当 品質保証部、生産管理部、第二工場 担当 品質保証部長	2,400株
【取締役候補者とした理由】 大津新司氏は、生産管理部門や品質保証部門の管理職を歴任し、現在は品質保証部、生産管理部、第二工場を統括し、生産体制の最適化や品質管理体制の強化に従事しております。品質保証や生産管理等の幅広い経験と見識を有していることから、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上のために適切な人材として、引き続き取締役として選任をお願いするものです。			
4	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div> いながき あつし 稲垣 篤 (1975年7月4日生)	1994年4月 当社入社 2010年2月 当社工務本部装置部課長 2012年4月 当社製造本部第二工場製造課長 2013年11月 当社営業部営業2課参事補 2018年6月 当社設備開発室長 2020年11月 当社技術品質保証2部長 2021年6月 当社執行役員技術2部長兼工務部長 2023年6月 当社取締役技術部長兼工務部長 (現任) 現在の担当 技術部、工務部、製造技術室、本社工場 担当 技術部長兼工務部長	1,200株
【取締役候補者とした理由】 稲垣篤氏は、製造部門や生産設備の開発・保守部門、研究開発部門の管理職を歴任し、現在は技術部、工務部、製造技術室、本社工場を統括し、新商品開発の推進や生産体制の最適化などを行っております。生産設備や技術開発に関する幅広い経験と見識を有していることから、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上のために適切な人材として、引き続き取締役として選任をお願いするものです。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
5	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div> はせがわ けんじ 長谷川 憲 治 (1943年1月3日生)	1972年8月 税理士事務所開設 1993年1月 当社顧問税理士 2000年6月 当社監査役 2009年6月 当社常勤監査役 2010年10月 北斗中央税理士法人相談役（現任） 2011年6月 当社取締役 2012年6月 当社常務取締役 2013年10月 当社代表取締役専務 2017年6月 当社取締役相談役 2018年6月 当社取締役 2019年6月 当社取締役相談役（現任）	5,700株
【取締役候補者とした理由】 長谷川憲治氏は、監査役、代表取締役を歴任し、企業経営における幅広い経験と知見を有しております。また、税理士としての社内外での豊富な経験と見識も有しており、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上のために適切な人材として、引き続き取締役として選任をお願いするものです。			
6	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div> はた ひろふみ 秦 博 文 (1951年12月16日生)	1979年10月 監査法人八木・浅野事務所（現 EY新日本有限責任監査法人）入所 1999年5月 太田昭和監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）代表社員 2007年7月 日本公認会計士協会理事 2014年6月 新日本有限責任監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）退所 2014年7月 公認会計士秦博文事務所所長（現任） 2015年6月 株式会社パローホールディングス社外取締役（現任） 2015年6月 当社社外監査役 2017年6月 当社社外取締役（現任）	0株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 秦博文氏を社外取締役候補者とした理由は、社外役員以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、公認会計士として豊富な経験や見識を有しており、引き続き当該見識を活かした専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためです。また、同氏が選任された場合は、経営陣から独立した客観的かつ中立的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定について関与いただく予定です。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
7	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div> みつだひろみち 光田 博 充 (1951年3月31日生)	1974年4月 朝日麦酒株式会社 入社 1989年7月 アサヒ飲料株式会社飲料研究所所長 2000年4月 同社明石工場長 2006年3月 同社取締役研究開発本部長 2009年3月 同社専務取締役 2013年4月 光田技術士事務所所長(現任) 2016年3月 カンロ株式会社社外取締役 2021年6月 当社社外取締役(現任)	0株
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】</p> <p>光田博充氏を社外取締役候補者とした理由は、食品業界の開発・製造分野における豊富な経験や見識、食品会社での役員経験を有しており、引き続き当該見識を活かした専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためです。また、同氏が選任された場合は、経営陣から独立した客観的かつ中立的な立場で社員の役員候補者の選定や役員報酬等の決定について関与いただく予定です。</p> </div>			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 秦博文氏及び光田博充氏は、社外取締役候補者です。
3. 当社は、秦博文氏及び光田博充氏を東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、各氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員として届け出る予定です。
4. 秦博文氏は、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって7年となります。
また、同氏は過去に当社の社外監査役でありました。
5. 光田博充氏は当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって3年となります。
6. 社外取締役との責任限定契約について
当社は、秦博文氏及び光田博充氏との間で、会社法第423条第1項に関する責任について、法令の定める限度額の範囲内でその責任を負担する責任限定契約を締結しております。両氏が社外取締役に再任された場合には、両氏との間で当該契約を継続する予定です。
7. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る法律上の損害賠償金や争訟費用等が補填されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。

<ご参考>

取締役候補者の有する主な知見や経験

候補者 番号	氏 名	当社における 地位	企業経営	技術・ 研究開発	営業・ マーケティング	製造・ 品質管理	財務・会計	法務・ リスクマネジメント
1	上田正博	取締役	○		○		○	○
2	鈴木宗行	取締役		○	○	○		
3	大津新司	取締役		○		○		
4	稲垣篤	取締役		○		○		
5	長谷川憲治	取締役	○				○	
6	秦博文	社外取締役 (独立役員)	○				○	○
7	光田博充	社外取締役 (独立役員)	○	○	○	○		

(注) 上記の一覧表は各氏の経験などを踏まえ、より専門的な知見を有する分野を表しており、有する全ての知見を表すものではありません。

第3号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

1. 提案の理由及び当該報酬制度を相当とする理由

当社の取締役（社外取締役を除きます。）の報酬は、「基本報酬」及び「株式報酬型ストックオプション」で構成されていますが、以下のとおり、「株式報酬型ストックオプション」の報酬枠を廃止するとともに、新たに信託を用いた業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することについてご承認をお願いするものです。なお、その詳細につきましては、下記2. の枠内で取締役会にご一任いただきたく存じます。

本議案は、2018年6月26日開催の第64期定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬の限度額（年額180百万円（うち社外取締役については年額15百万円）以内。ただし、使用人分給与は含みません。）とは別枠で、本制度による新たな業績連動型株式報酬を、本定時株主総会終結日の翌日から2031年6月の定時株主総会終結の日までの7年間（以下、「対象期間」といいます。）の間に在任する取締役（社外取締役を除きます。以下も同様です。）に対して支給するというものです（ただし、下記2.（2）のとおり、対象期間を延長することがあります。）。

本制度は、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。また、当社は、2024年5月24日開催の取締役会において、本議案をご承認いただくことを条件として新たな役員の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その内容は本議案末尾【ご参考】に記載のとおりであります。本議案は、当該方針に沿う内容の取締役の個人別の報酬等を付与するために必要かつ合理的な内容となっていることから、本議案の内容は相当であると考えております。

なお、第2号議案「取締役7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は5名となります。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に對して交付される、という株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

① 本制度の対象者	当社取締役（社外取締役を除く。）
② 対象期間	本定時株主総会終結日の翌日から2031年6月の定時株主総会終結の日まで
②の対象期間7年間において、①の対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	合計金281百万円 うち、(i) 下記 (ii) に該当しない②の対象期間における報酬等としてのポイント見合いの当社株式の取得資金相当額 金190百万円 (ii) 「株式報酬型ストックオプション」放棄の応分ポイント見合いの当社株式の取得資金相当額 金91百万円
④ 当社株式の取得方法	自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法
⑤ ①の対象者に付与されるポイント総数の上限	1事業年度あたり11,000ポイント （ただし、本信託設定後遅滞なく、「株式報酬型ストックオプション」放棄の応分ポイントとして36,400ポイントを上限とするポイントを別途付与）
⑥ ポイント付与基準	役位及び業績目標の達成度等に応じたポイントを付与
⑦ ①の対象者に対する当社株式の交付時期	原則として退任時

(2) 当社が拠出する金銭の上限

本信託の当初の信託期間は約7年間とし、当社は、対象期間中に、本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として、合計金281百万円を上限とする金銭を拠出し、下記(3)③のとおり受益権を取得する取締役を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を当社の自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法により、取得します。

注1：上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用についても、合わせて信託します。

注2：下記(3)①のとおり、本制度導入に伴い、取締役に付与済みの「株式報酬型ストックオプション」としての新株予約権で未行使のもの（合計3,640個）につきましては、各取締役において権利放棄することを条件に、本制度に基づく応分のポイント（新株予約権1個＝10ポイント）を付与することを予定しているため、当初の対象期間における当社株式の取得資金としての信託金上限額は当該ポイント

ト分を勘案して算出しております。なお、上記上限額のうち、当該ポイント見合いの当社株式の取得資金の上限額は金91百万円であり、当該金額を除いた上限額は金190百万円となります。

なお、当社の取締役会の決定により、対象期間を3年以内の期間を都度定めて延長するとともに、これに伴い本信託の信託期間を延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。）、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、当該延長分の対象期間中に、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長分の対象期間の年数に金27百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加抛出し、下記（3）のポイント付与及び当社株式の交付を継続します（以降も同様とします。）。

また、上記のように対象期間を延長せず本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

（3）取締役に交付される当社株式の算定方法及び上限

① 取締役に対するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役員及び業績目標の達成度等に応じたポイントを付与します。

ただし、当社が取締役に対して付与するポイントの総数は、1事業年度あたり11,000ポイントを上限とします。

また、このほか、本制度導入に伴い、取締役に付与済みの「株式報酬型ストックオプション」としての新株予約権で未行使のもの（合計3,640個）につきましては、各取締役において権利放棄することを条件に、本信託設定後、遅滞なく、これに代わるポイントの付与（新株予約権1個＝10ポイント）を上記ポイント上限とは別枠で行うことを予定しております。

② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手续に従い、当社株式の交付を受けます。ただし、取締役が自己都合により退任する場合等には、それまでに付与されたポイントの全部又は一部は消滅し、消滅したポイント見合いの当社株式については交付を受けないものとします。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について、

株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、1ポイントあたりの当社株式数はかかる分割比率・併合比率等に応じて調整されるものとします。

③ 取締役に対する当社株式の交付

各取締役は原則としてその退任時に所定の手続を行って本信託の受益権を取得し、本信託の受益者として、本信託から上記②の当社株式の交付を受けます。

ただし、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

(4) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(5) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

【ご参考】 本議案が原案通り承認可決された場合における役員の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針等

役員の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の概要は次の通りです。

<報酬の種類>

当社の役員報酬は、毎月定額にて支給される「基本報酬」と「株式報酬」で構成されており、社外取締役と監査役は「基本報酬」のみの構成となっております。

なお、2014年6月27日開催の定時株主総会において、役員退職慰労金の打ち切り支給を決議しております。同株主総会において、その後重任している役員及び在任中の役員への退職慰労金の支給の時期は各人の退任時とし、具体的な金額等の決定は、役員退職慰労金制度廃止時点の当社所定の基準に従い、廃止時点までの在任期間をもとに、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議により決定することを決議しております。

<報酬の限度額>

取締役の報酬総額は、2018年6月26日開催の定時株主総会において年額180,000千円以内（うち、社外取締役分15,000千円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、7名（うち、社外取締役は1名）です。

監査役の報酬総額は、2018年6月26日開催の定時株主総会において年額30,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名（うち、社外監査役は2名）です。

また、取締役の金銭報酬限度額とは別枠で、取締役（社外取締役を除く。）に対して株式報酬を支給するための株式の取得資金として、信託に拠出する上限金額を7年間で190,000千円以内(※)としております。

(※)株式交付信託を継続する際には、1事業年度当たり27,000千円を上限金額としております。

<基本報酬>

取締役の基本報酬につきましては、会社の業績、各役員の地位や責任範囲などを総合的に勘案し、株主総会で決議された報酬総額の限度内において、代表取締役社長が報酬案を策定後、取締役会議案として上程し、独立役員である社外取締役と社外監査役が出席する取締役会の決議により、決定しております。

監査役の基本報酬につきましては、株主総会で決議された報酬総額の限度内において、その配分については監査役で協議のうえ、決定しております。

<株式報酬>

株式報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、固定部分及び業績連動部分により構成し、株式交付規程に基づいて付与されるポイント数に応じて毎年一定時期に支給しております。

業績連動部分の支給に際しては、評価対象期間の目標値（KPI）に対する達成度を斟酌しており、その業績指標及びその目標値は、適宜、環境の変化に応じて独立役員である社外取締役と社外監査役が出席する取締役会にて見直しを行っております。

<報酬の支給割合>

当社の取締役（社外取締役を除く）の報酬の支給割合につきましては、会社の業績、各役員の地位や責任範囲などを総合的に勘案して設定しております。

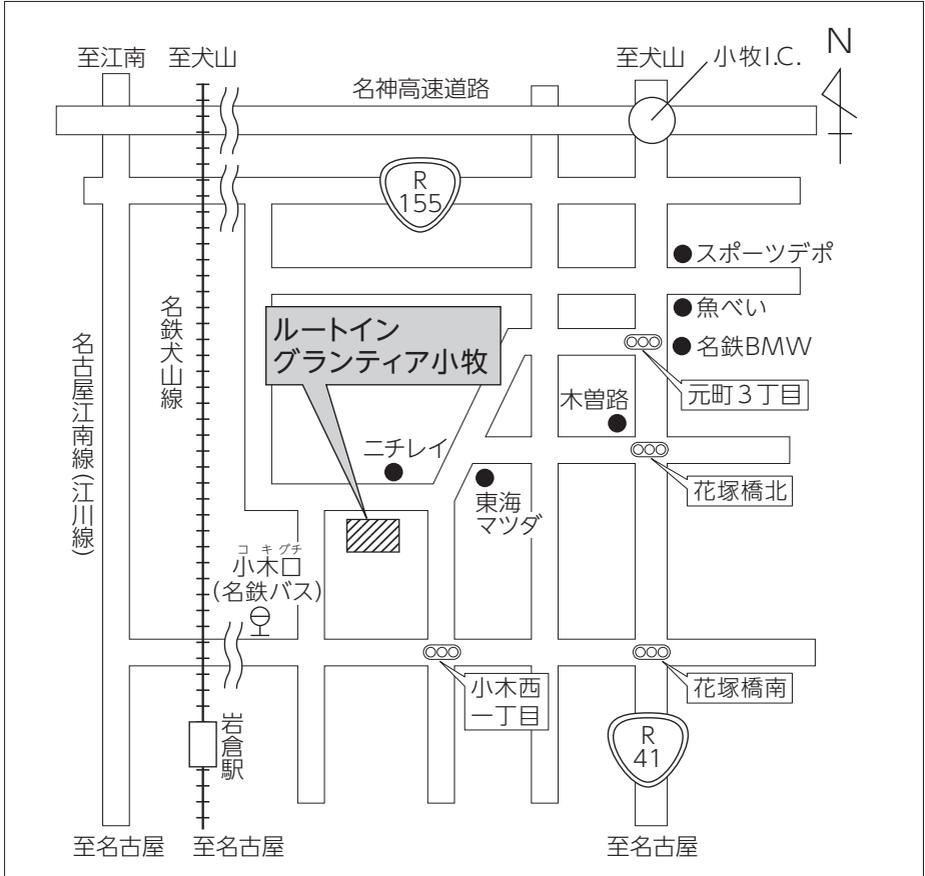
役員区分	基本報酬	株式報酬		合計
		固定	業績連動	
取締役	85%	7.5%	0% ~ 13.5%	92.5%~106%
社外取締役	100%	—	—	100%
監査役	100%	—	—	100%

(注) この表は業績連動部分のKPI達成度による報酬割合の変化を示したものです。

以上

株主総会会場ご案内図

会場…愛知県小牧市新小木二丁目33番地
 ルートイングランティア小牧3階 □イヤルホール
 電話 0568-71-0011



■公共交通機関ご利用の場合

名鉄犬山線「岩倉駅」で下車してください。(急行及び一部特急が停車します。)

- ・名鉄バス「小牧駅」行「小木口」バス停下車(徒歩10分)
- ・タクシー(約10分)

■自動車の場合

名神高速道路「小牧インター」より

国道41号線を南下して「元町3丁目」を右折してください。

名古屋方面から

国道41号線を北上して「花塚橋北」を左折してください。

※名古屋高速道路をご利用の場合は「小牧南出口」から国道41号線へ合流してください。

